

改善取組計画 平成26年度フォローアップ(公表案) について(概要)

平成27年9月

内閣官房 IT総合戦略室

総務省 行政管理局

改善取組計画の平成26年度フォローアップについて

○ オンライン手続の利便性向上に向けた改善方針(平成26年4月1日CIO連絡会議決定)に基づき、オンライン手続の利用促進のため、各省において、3カ年(平成26～28年度)の改善取組計画を策定(平成26年9月)。

○ 各計画については、各年度の取組状況をフォローアップし、その結果に基づき改定することとされているため、今般、初年度である平成26年度の取組状況についてとりまとめた。

○ 来年度実施する平成27年度の取組状況のフォローアップにおいては、今年度の状況を踏まえ、取組の状況や施策についてより分析的な観点から改善を図ることとする。

【対象府省(手続分野)】

- 法務省(登記)
- 財務省(国税)
- 厚生労働省(雇用保険、社会保険、労働保険)
- 総務省(無線)
- 国土交通省(自動車登録、特殊車両通行)
- 金融庁(公認会計士試験受験出願)

【オンライン手続の利便性向上に向けた共通取組事項】

- **オンライン手続に係る負担軽減**
 - ・添付書類の提出省略・提出オンライン化、士業者代理申請時の本人電子署名省略、認証方式見直し、手続改正内容・オンライン利用方法等の周知徹底
- **オンラインによる処理の見直し**
 - ・事務処理効率化による処理の迅速化、標準的な事務処理期間公表、電子決裁活用等による一連事務処理の電子化、ローカルルールの廃止
- **受付システムの利便性向上**
 - ・パソコン利用環境設定の容易化、送信容量の制限緩和、運用時間拡充、受付システム仕様公開・API開発
- **オンライン手続に対する経済的インセンティブの付与**
 - ・手数料割引等
- **普及・啓発等**
 - ・手続特性・利用者属性に応じた効果的な普及啓発。窓口での利用勧奨。職員理解促進

手続分野：登記関係（5手続）

所管：法務省

（26年度の取組）

（27年度以降の取組）

オンライン利用率

- ・登記事項証明書等のオンライン請求に係る交付場所の拡大
- ・不動産登記申請における登記識別情報入力方式の簡素化
- ・オンライン申請の際に必要なPDF変換ソフトウェアの拡大

- ・不動産登記申請及び商業登記申請における会社法人等番号提供による登記事項証明書の添付の省略
- ・外字の漢字検索機能の追加

計画以前
（H25）
61.3%

▼
現状
（H26）
64.2%

▶ 目標
（H28）
69%

【施策のフォローアップ概要】

●26年度は、利用者満足度に関するアンケート（26年2月実施）の結果を踏まえ、登記事項証明書等のオンライン請求について、市区町村役場等にある法務局証明サービスセンターにおいても交付を受けることを可能とするとともに、不動産登記申請における登記識別情報の入力方式を簡素化した。オンライン利用は前年度比約3%増加しており、着実にオンライン利用が拡大しているものと認識している。

●27年度以降は、マイナンバー導入に合わせ、不動産登記申請及び商業登記申請における会社法人等番号提供による登記事項証明書の添付の省略を実施するほか、外字の漢字検索機能を追加する【計画改定】などとして、更なるオンライン利用拡大を目指す。

（26年度の取組）

（27年度以降の取組）

- ・スマートデバイス向けHPの公開など、情報提供を充実
- ・納付手続等のスマートデバイス向けサービスを開始
- ・e-Taxソフト（WEB版）における法定調書の送信可能枚数の拡大（100枚→5000枚）

- ・添付書類のイメージデータ提出を可能とすることやデータ変換機能の提供
- ・新たな認証方式の導入
- ・地方税当局が作成する申告データの電子的引継
- ・スマートデバイス対応手続の拡大

オンライン利用率

	計画以前 (H25)	現状 (H26)	目標 (H28)
所得税申告等	51.9%	53.0%	58%
法人税申告等	66.9%	71.0%	72%
申請・届出等	57.7%	58.4%	62%

【施策のフォローアップ概要】

●26年度は、スマートデバイスの普及状況も踏まえ、スマートデバイス向けHPの公開や納付手続等のスマートデバイス向けサービスを開始したほか、利用者の利便性向上に向けたシステム改善を実施した。また、関係民間団体等と連携してe-Taxの普及拡大に取り組んだ結果、オンライン利用率は着実に上昇している。

●27年度以降は、別途書面で提出している添付書類のイメージデータによる提出を可能とすることや法人税の財務諸表等をe-Taxで受付可能なデータ形式に変換する機能を提供（平成28年4月から開始予定）するほか、新たな認証方式の導入や地方税当局が作成する申告データの電子的引継（平成29年1月から開始予定）などの取組により、e-Taxの更なる利便性向上を図り、一層の普及拡大を目指す。【計画改定】

手続分野: 社会保険・労働保険関係(32手続) 所管: 厚生労働省

(26年度の取組)

<オンライン利用勧奨を強化>

- ・電子申請のマニュアルを見直し、e-Govに掲載
- ・全国社会保険労務士会連合会との定期的な意見交換会を実施
- ・事業所等に対するアンケート調査
- ・全国の労働局と各都道府県の社労士会との定期的な意見交換会を実施【雇】
- ・地方機関による個別訪問・利用勧奨を実施【雇・社】
- ・全ての適用事業所に送付する保険料納入告知書にオンライン利用促進勧奨記事を同封【社】
- ・大規模事業所等を個別訪問し、パンフレット配布【社】

<制度・機能改善の取組>

- ・申請データのフォーマット(仕様)を民間開発ベンダに公開
- ・添付書面のデータ形式にPDFを追加【社】
- ・社労士による提出代行時における添付書類について、スキャニングしたデータによる提出を可能としている対象を拡大【社】
- ・社労士による提出代行時における事業主の電子署名の省略について、対象を電子申請可能な全手続に拡大【社】
- ・申請データの送信容量の拡大(5MB→99MB)及び返却データの送信容量の拡大(1MB→20MB)【社】
- ・法人事業所における事業主個人の電子証明書の利用を可能化【社】

(27年度以降の取組)

<オンライン利用勧奨>

- ・社会保険システム連絡協議会との協議
- ・事業所等に対して実施したアンケート調査に基づき把握した課題について、対応を検討【労・雇】
- ・大規模な事業所に対して個別訪問を実施した際に把握した課題について、対応を検討【雇・社】
- ・電子申請のための端末を窓口に設置するとともに、電子申請アドバイザー(仮称)による、電子申請利用のためのパソコン環境設定等の支援を行う【雇】
- ・年金事務所による大規模事業所への利用勧奨の実施【社】
- ・利用勧奨用のパンフレット等を作成【社】

<制度・機能改善の取組>

- ・e-Gov外部連携APIの仕様が公開されたことを踏まえ、電子申請の利便性を高めるための取組をe-Gov側と協力して実施
- ・事業主等の添付書類の省略要件を平成27年度中に緩和【雇】
- ・事業主が指定する従業員個人等の公的個人認証サービスの電子証明書による申請受付を平成27年度中に実施【雇】
- ・添付書類の省略のための社労士等の照合省略手続について、平成27年度中に手続の簡素化を実施【雇】
- ・自動エラーチェック機能の強化、端末画面の拡大、重複入力事項の削減などの改善をe-Gov側と協力して実施【雇】
- ・社労士による提出代行時における場合の電子署名の省略について、監督・安全衛生関係手続への拡大を検討【労】

オンライン利用率

計画以前

(H25)

4.3%

現状

(H26)

6.9%

目標

(H28)

19.4%

<業務プロセスの見直し>

- ・雇用保険関係手続に係る電子申請処理の集中化を5労働局で試行実施【雇】
- ・オンライン申請に係る業務プロセスの見直しを実施【社】

<業務プロセスの見直し>

- ・雇用保険関係手続に係る電子申請処理の集中化について、平成28年度より試行実施局の拡大を行う【雇】

【施策のフォローアップ概要】

- 雇用保険関係手続については、電子申請処理の集中化実施を5労働局で実施した。また、社会保険関係手続については、日本年金機構においてシステム開発を行うことにより、添付書面のデータ形式にPDFを追加する等利用者の利便性向上を図るとともに、システムチェックの強化等により、事務処理の効率化を図った。
- 27年度以降は、雇用保険関係手続の電子申請処理の集中化実施局の拡大を平成28年度より行い、集中化実施局の効果について検証し、全国実施の可否を検討するとともに、全国の年金事務所にて大規模事業所への利用勧奨を実施するなど、電子申請導入の働き掛けをより積極的に行い、更なるオンライン利用拡大を目指す。また、26年度における監督・安全衛生関係手続の制度改正の検討結果を踏まえ、電子申請を推進する。【計画改定】
- 今後、個別の手続や地域ごとに現状を分析し、電子申請の普及に向けた取組を強化する。

手続分野：無線局免許等関係（2手続） 所管：総務省

（26年度までの取組）

- ・オンライン申請に親和性の高いものとなるよう、28年度のシステム改修に向け、申請様式の見直し・手続の簡素化に取り組む
- ・オンライン申請の普及啓発

（改善計画での取組：27年度以降）

- ・オンライン申請に親和性の高いものとなるよう、28年度のシステム改修に向け、申請様式の見直し・手続の簡素化、29年度のリリースに向けた取組みを引き続き実施
- ・オンライン申請の普及啓発
- ・ユーザビリティ向上に向けた取組

オンライン利用率

計画以前
(H25)

72.5%

▼
現状
(H26)

75.5%

▶ 目標
(H26-28)

73%

【施策のフォローアップ概要】

- 来年度実施する平成27年度の実施状況のフォローアップにおいては、今年度の状況を踏まえ、取組の状況や施策についてより分析的な観点から改善を図ることとする。
- 申請様式の見直し・手続の簡素化について
 - 平成26年度は、施行までのスケジュール、見直し方針を定めた。
 - 平成27年度は、様式の詳細検討、制度改正の手続を進めつつ、平成29年度の施行をめざし、システム要件等を検討する。
- オンライン申請の普及啓発について
 - 平成26年度は、本省及び総合通信局等によるイベント等への参画、オンライン利用説明会を延べ374回開催した。
 - 平成27年度も、同数程度以上の説明会等を実施し、オンライン利用の周知啓発をはかりオンライン利用率の向上を図る。
- これらイベント等で得られたアンケート結果、ヘルプデスク等に寄せられた意見・要望等を踏まえ、
 - 平成26年度は、「総務省 電波利用 電子申請届出システムLite」の申請画面の注釈の充実やFAQの補強を図る等のユーザビリティの改善を図った。
 - 平成27年度は、PDCAサイクルを適用し、申請画面の注釈の改善やFAQの補強を進めることにより、さらなるユーザビリティ向上を図る。

手続分野:自動車登録関係(1手続) 所管:国土交通省

(26年度の取組)

・システム利用者からの要望の
高い部分を把握し、利便性
向上のためのシステム改修
を実施

- ①ダイレクト納付対応金融
機関の追加
- ②最新のWebブラウザへの
対応

(27年度以降の取組)

・29年度のOSSの抜本的
拡大(全国展開・対象手続
(中古車の登録等)拡大)に
向けたシステム改修の実施
・合わせて、提出書類の合
理化等の更なる利便性向上
のために必要なシステム改
修等を実施

オンライン利用率

計画以前

(H25)

60.9%

現状

(H26)

60.1%

目標

(H28)

66%

【施策のフォローアップ概要】

●26年度は、ダイレクト納付対応金融機関の追加や最新のWebブラウザへの対応等のシステム改修を実施し利便性の向上を図った。また、29年度のOSSの抜本的拡大(全国展開・対象手続拡大)のためのシステム更改に合わせて、(拡大対象手続を含めて)利便性向上に資する所要のシステム改修を実施するべく、利用者ヒアリングを行うとともに、システムの要件等について検討を行った。

●27年度以降は、29年度からのOSSの抜本的拡大及び提出書類合理化等の利便性向上のために必要なシステム改修を実施する。27年度においては、28年1月から配布される個人番号カードに搭載される電子証明書による本人確認方法を導入する。(これにより、印鑑登録証明書の提出が省略可能となる。)

手続分野：特殊車両通行許可関係（1手続） 所管：国土交通省

（26年度の取組）

- ・車検証の提出省略化
- ・本人確認手続におけるIDパスワード化への変更による手続の簡素化、費用負担の削減
- ・窓口での利用勧奨、講習会の実施による利用率の向上促進
- ・限度超過車両の通行を誘導すべき道路として指定した高速道路等の通行許可につき、国による一括審査の実施により処理期間を短縮

（27年度以降の取組）

- ・分かりやすい周知資料（申請データ作成のポイント）による手続の負担軽減
- ・窓口での利用勧奨、講習会の実施による利用率の向上促進

オンライン利用率

計画以前
（H25）
79.2%

現状
（H26）
87.8%

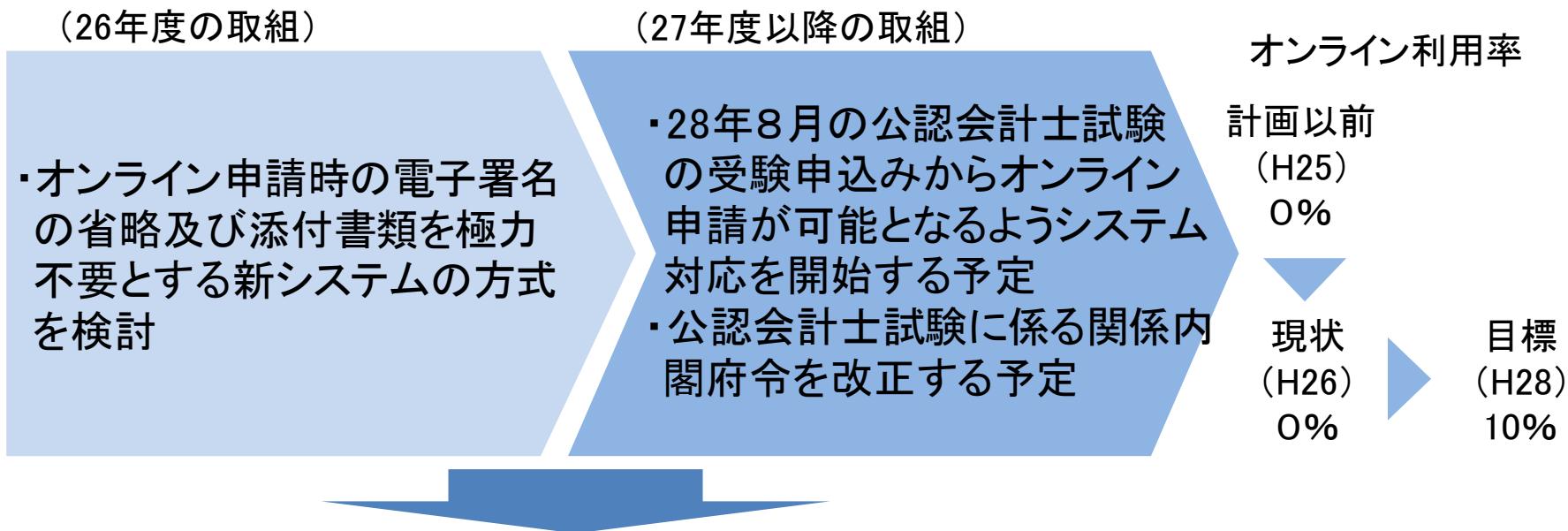
目標
（H28）
80%以上

【施策のフォローアップ概要】

●高速道路等について、大型車両を誘導すべき道路として指定するとともに、当該道路に係る通行許可について国による一括審査を実施することで、許可までに要する期間を短縮した。また、申請者及び審査者からのニーズが高い項目についてシステム改修を検討し、可能なものから順次実施することにより、広くオンライン利用が浸透してきているものと認識している。

●利用率の低い地域（事務所）を重点的に、申請窓口での移行要請や講習会の実施を継続し、可能な限り利用率の向上を図る。

手続分野：公認会計士試験関係（2手続） 所管：金融庁



【施策のフォローアップ概要】

- 26年度は、申請事務を担う財務(支)局等の担当者と、システム対応した場合の事務手続について意見交換を実施。また、昨今の情報セキュリティ事案を踏まえ、オンラインにおける申請内容はWeb画面から文字入力するのみとし電子ファイルはアップロードしないシステム方式を検討。
- 27年度以降は、28年8月に新たなシステムによるオンライン申請を開始することに併せ、27年度下期に新たなオンライン申請の方法について公認会計士・監査審査会事務局のウェブサイトにおいて周知するほか、日本公認会計士協会と連携したPRを行う予定。